

各 位

会社名 シャープ株式会社
 代表者名 代表取締役 沖津雅浩
 (コード: 6753、プライム市場)

固定資産の取得に関するお知らせ

当社は、FG Innovation Company Limited（以下、「FGI 社」といいます。）の無形固定資産（通信関連特許）を取得することについて決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取得の理由

当社は、これまで業界の先駆けとなる新しいモバイル機器を提供し続けるとともに、20年以上にわたり、W-CDMA^{*1}やLTE、LTE-Advanced、5Gなどの無線通信技術やネットワークに関する研究開発、および特許出願を積極的に進めています。その結果、世界50か国以上で6,000件以上の必須特許を保有し、これらを重要な経営資源として活用しています。

今回、FGI 社が保有する4G/5G SEPs^{*2}等の通信関連特許（以下、「本特許」といいます。）については、上記経営資源の強化、とりわけ特許を通じた収益力の強化、コスト削減につながることから、取得することを決定いたしました。

無線通信技術、ネットワークに関する基幹技術での規格特許の強化は、新たな市場創出や事業での優位性の確保など、非常に重要な企業経営戦略のツールの一つであり、今後も本特許を活用し特許力強化を加速してまいります。

^{*1} Wideband Code Division Multiple Access の略。第3世代の移動通信システム技術であり、その後、第4世代のLTE (Long Term Evolution)、第5世代の5Gへと発展しています。

^{*2} Standard Essential Patents (標準規格特許) の略。

2. 取得資産の内容

資産の名称	取得価額（円）
通信関連特許	※取得価額については、守秘義務があり非開示

3. 相手先の概要

(1) 名 称	FG Innovation Company Limited
(2) 所 在 地	Units 23, 26/F Tuen Mun Central Square 22 Hoi Wing Road, Tuen Mun, New Territories, Hong Kong.

(3) 代表者の役職・氏名	董事 林忠億(Jung Yi Lin)	
(4) 事業内容	知財管理会社	
(5) 資本金	28,384 千 US ドル (4,574 百万円。1 US ドル=161.14 円で換算。2024 年 6 月末現在)	
(6) 設立年月	2018 年 2 月	
(7) 純資産	719 千 US ドル (116 百万円。1 US ドル=161.14 円で換算。2024 年 6 月末現在)	
(8) 総資産	1,170 千 US ドル (189 百万円。1 US ドル=161.14 円で換算。2024 年 6 月末現在)	
(9) 大株主及び持株比率	鴻海精密工業股份有限公司 100%	
(10) 上場会社と当該会社の関係	資本関係	当社と当該会社との間に、記載すべき資本関係はありません。当社の親会社である鴻海精密工業股份有限公司※3が間接的に 100%を保有しております。
	人的関係	当社と当該会社との間に、記載すべき人的関係はありません。
	取引関係	当社と当該会社との間に、記載すべき取引関係はありません。
	関連当事者への該当状況	当該会社は当社の親会社である鴻海精密工業股份有限公司※3の子会社であり、関連当事者に該当します。

※3 鴻海精密工業が当社の親会社に該当することその他本書面における関連当事者に関する判断は、日本の法令・会計基準により当社が認識する事実に基づいたものです。日本以外の法令あるいは会計基準における判断を行ったものではありません。

4. 取得の日程

(1) 決定日	2024 年 7 月 19 日
(2) 契約締結日	2024 年 7 月 19 日
(3) 取得日	2024 年 7 月 19 日

5. 今後の見通し

本件による業績への影響については、本特許の取得費用は減価償却費として織り込み済みであり、軽微と見込んでおります。

6. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

FGI 社は、当社の親会社である鴻海精密工業股份有限公司※3が間接的に 100%を出資しており、FGI 社から本特許を取得することは支配株主との取引等に該当します。

当社の 2024 年 7 月 5 日開示のコーポレート・ガバナンス報告書に記載の「支配株主との取引

等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

- ・支配株主との取引等については、第三者との取引と同様に、市場価格や当社採算などを勘案して、当該取引等の必要性、合理性、取引条件の妥当性が認められると判断される場合に限り行う。
- ・当社は、当該取引等を開始する前に、会社法等関係諸法令に基づき、利益相反や利害関係の有無等を勘案した適正な手続により、取引等を行うかを決定することとしており、必要に応じて、独立社外取締役が過半数を占める取締役会において取引の必要性・合理性・妥当性につき審査を行う。

当社は、本特許の取得が関連当事者取引に該当するため、後記のとおり、契約に先立ち 2024 年 3 月 27 日開催の取締役会において必要性・合理性・妥当性を欠くものではないことを確認したうえで、その内容で相手方とも協議を行い本決定に至っており、上記指針に適合していると判断しております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

当社は、本特許の取得価格の決定に際しては、独立した第三者から鑑定評価を取得し 2024 年 3 月 27 日開催の取締役会において、鑑定評価を含めて本件取引の説明を行い、独立社外取締役 4 名全員から、本特許の取得の決定が当社の少数株主にとって不利益なものでない旨の意見を取得したうえで、関連当事者取引として必要性・合理性・妥当性を欠くものではないことを確認しております。また、当社の取締役は、相手方及びその親会社である鴻海精密工業の役員・従業員ではなく、利益相反取引に該当するものではありません。なお、上記取締役会決議後、本決定までに、当社独立社外取締役の構成が変わっておりますが、本決定は、3 月に決議した内容に沿っていることから、改めて取締役会決議を行う必要は無いと判断しております。

(3) 当該取引等の決定が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2024 年 3 月 27 日、独立社外取締役が過半数（全 7 名中 4 名）を占める取締役会を開催し、FGI 社の 4G/5G SEPs 等を含む本特許を購入することで、5G SEP シェアなどが増加し、当社の技術的優位性が向上することや取得コストを上回る特許料収入の増加が見込まれること、特許価値の算定につき独立した第三者を選定していること、その第三者が採用した手法及び算定の過程並びに算定結果等を説明いたしました。

これに対し、(2) に記載のとおり利益相反関係がない取締役会において独立社外取締役 4 名全員より、上記説明に異論は無く、必要性、合理性、妥当性を欠くものではなく、少数株主にとって不利益なものではない旨の意見を得ております。

以上